

平成20年11月11日

各 位

不動産投資信託証券発行者名	リプラス・レジデンシャル投資法人 東京都港区芝公園一丁目3番12号
代 表 者 名	執 行 役 員 佐久間 隆 夫 (コード番号:8986)
資 産 運 用 会 社 名	株式会社ミカサ・アセット・マネジメント
代 表 者 名	代表取締役社長 岡 村 一 郎
問 い 合 わ せ 先	経 営 管 理 部 長 貞 廣 亜 紀 Tel. 03-5425-5600

本投資法人投資口に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

リプラス・レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の投資口に対しては、アップルリング・ホールディングス・ビー・ヴィ（以下「公開買付者」といいます。）により、平成20年8月29日から平成20年11月10日にかけて公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が行われておりましたが、公開買付者より、本公開買付けに対して投資口54,025口の応募があり、買付予定の上限（18,063口）を超えたため買付予定数である18,063口の買付け等を行う旨の報告がありました。これにより、公開買付者を含めたマスター会社グループ（注1）は、本投資法人の発行済投資口の48.40%（注2）を保有する筆頭投資主になります。

本投資法人は、今後、マスター会社グループとの協力関係を強化し、投資主価値の確保及び向上に努めてまいります。

なお、本公開買付けの結果の詳細につきましては、公開買付者が本日付で公表している別添の「公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照下さい。

（注1）「マスター会社グループ」とは、オーシーエム・ネダーランド・オポチュニティーズ・コーペラティブ・ユーエー（以下「マスター会社」といいます。）及びマスター会社が直接又は間接に100%出資する子会社をいいます。

（注2）発行済投資口の保有割合については、小数点以下第3位を切り捨てて記載しています。

以上

- * 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.re-plus-ri.co.jp/>

ご注意:この文書は、本投資法人の投資口に対する公開買付けの結果に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

(別添資料)

平成 20 年 11 月 11 日

関係者各位

アップルリンゴ・ホールディングス・ビー・ヴィ
オランダ王国、アムステルダム、1097JB、プリンス・バーンハードプレイン 200

公開買付けの結果に関するお知らせ

リプラス・レジデンシャル投資法人の投資口に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」）が平成 20 年 11 月 10 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 公開買付者

(1) 名称

アップルリンゴ・ホールディングス・ビー・ヴィ
(AppleRingo Holdings B.V.)

(2) 所在地

オランダ王国、アムステルダム、1097JB、プリンス・バーンハードプレイン 200
(Prins Bernhardplein 200, 1097JB Amsterdam, the Netherlands)

2. 本公開買付けの内容に関する事項

(1) 対象者の名称

リプラス・レジデンシャル投資法人

(2) 買付け等に係る株券等の種類

投資口

(3) 公開買付期間

平成 20 年 8 月 29 日から平成 20 年 11 月 10 日まで（48 営業日）

3. 買付け等の結果

(1) 本公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募投資口の総数（54,025 口）が、投資口に換算した買付予定数（18,063 口）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含む。以下、「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含む。以下、「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、投資証券の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 応募株券等の数及び買付け等を行う株券等の数

応募株券等の数：	54,025 口
買付け等を行う株券等の数：	18,063 口

(3) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募投資証券の総数（54,025 口）が投資口に換算した買付予定数（18,063 口）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、投資証券の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 口未満の投資口数を四捨五入して計算した各応募投資主からの買付投資口数の合計が投資口に換算した買付予定数に満たなかったため、投資口に換算した買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた投資口数の多い応募投資主から順次、各応募投資主につき 1 口の応募投資証券の買付け等を行うものとししました。但し、切捨てられた投資口数の等しい複数の応募投資主全員からこの方法により買付け等を行うと投資口に換算した買付予定数を超えることとなるため、投資口に換算した買付予定数を下回らない範囲で、当該応募投資主の中から抽選により買付け等を行う投資主を決定しました。

4. 決済の方法及び開始日

(1) 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

日興シティグループ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

(2) 決済の開始日

平成 20 年 11 月 14 日（金曜日）

(3) 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募投資主の住所又は所在地（外国人投資主の場合には常任代理人の住所又は所在地）宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた投資証券に係る売却代金は、応募投資主の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募投資主（外国人投資主の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

(4) 株券等の返還方法

公開買付代理人及び復代理人は、返還することが必要な投資証券を、決済の開始日以後遅滞なく下記の方法により返還します。

- ① 応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して投資証券が提出された場合は、買付けられなかった投資証券を応募投資主へ交付又は応募投資主の住所（外国人投資主の場合はその常任代理人の住所）へ郵送します。
- ② 公開買付代理人もしくは復代理人（又は公開買付代理人もしくは復代理人を通じて証券保管振替機構）により保管されている投資証券について応募が行われた場合は、買付けられなかった投資証券を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

5. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以上